

北九州市産前産後子育て支援 ヘルパー派遣事業のご案内



ヘルパーがご自宅を訪問し、
家事や育児の支援を行います。

●対象となる方

北九州市内に住民票があり、日中、家族などから家事や育児の支援が受けられない方のうち、次のいずれかに該当する方。

- ①1歳未満の子どもがいる方
- ②3歳未満の子どもが二人以上いる方（多胎児を含む）
- ③妊娠中で体調不良により家事・育児の援助を必要とする方
- ④流産または死産から1年以内で、体調不良のため家事等が困難な方

●利用回数

- 1回につき2時間以内、1日2回まで
- 最大20回まで（3歳未満の子どもが二人以上いる方は40回まで）

●利用料金

1時間あたり
1,000円

+

ヘルパー派遣に必要となる
交通費実費相当額

※利用料は直接事業所にお支払いください。

※生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は、減免の制度があります。



ヘルパー派遣事業の詳細及び
事業所一覧はこちらからご覧
いただけます。

●利用時間・場所

- 8時から18時まで
- 年末年始（12月29日から翌年1月3日）は除きます
- ヘルパーを派遣できる場所は、対象となる方の自宅のみです。
留守宅あるいは保護者不在の乳幼児のみの家庭には派遣できません。

●利用の方法

①きたきゅう子育て応援アプリの登録



「母子モ(ボシモ)で検索!」
母子モ 検索



こちらから
アクセス!!

②お申し込み

- アプリの地域の子育て情報から、「ヘルパー派遣事業の予約」のバナーをタップし、事前申請します。
- アプリからの事前申請ができない場合は、電話にて希望する事業所に直接連絡し、利用日当日までに、申請書を提出します。

③日程調整

- 事前申請した事業者より電話またはメールにて連絡が来ります。
- 日程、内容等の調整、確認をしてください。



④ヘルパー利用（当日）

- ヘルパーが自宅に伺います。本事業の対象者であることを確認するため、下記のものを提示してください。
- ★母子健康手帳、健康保険証、北九州市子ども医療証など
- ★減免を希望する方（提出が必要です）
保護受給証明書、非課税証明書

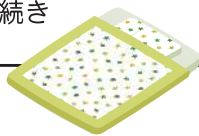
※申請書は市のホームページからダウンロードできます▶

※前日及び当日のキャンセルは、キャンセル料が発生します。キャンセル変更等は、早めに事業所へご連絡ください。

●サービスの内容

ヘルパーを派遣し、家事援助・育児援助を行います。



家事援助	できること（例）	できないこと（例）
食事の準備及び後片付け	・簡単な調理（食事の作り置きについては、各事業者に事前にご相談ください） ・配膳、片付け、テーブル拭き	・特別な手間をかけて作る料理 ・来客の対応（飲食や食事の手配）
衣類の洗濯、補修	・衣類の洗濯、干す、たたむ ・アイロン掛け ・簡単な衣類の補修（ボタン付け等）	・家庭用の洗濯機で洗えない大きな物等の手間をかけて洗う洗濯等
居室等の掃除、整理整頓	・リビング、居室、寝室、台所、トイレ、風呂、洗面所、玄関等の簡単な掃除 ・新聞、雑誌等の簡単な片付け	・大掃除、床のワックス掛け、浴室のカビ取り等 ・庭の掃除（水やり、剪定、草むしり等）
生活必需品の買い物	・スーパー、コンビニなどで購入可能な食材・日用品の買い物 ※公共交通機関等に要した実費は利用者が負担	・生活必需品以外の買い物（出産祝い品、大型の買い物等）
郵便物の送付等	・郵便物、宅配便の送付手続き ・回覧板の受け渡し	・金融機関での現金の出し入れ ・役所等への申請等
その他 	・シーツ交換 ・布団干し 	・ペットの世話（ペットのトイレ掃除等も含む） ・自動車の給油、洗車、清掃、引越し作業

育児援助	できること（例）	できないこと（例）
授乳の準備・介助	・粉ミルクの調合 ・哺乳瓶の洗浄、消毒、後片付け ・離乳食の調理 ・授乳の手伝い 	・ヘルパーが単独でお子さんの世話をする
おむつ交換・着替えの介助	・おむつや衣類の交換 ・おむつの片付け 	
沐浴の介助	・着替えの準備 ・ベビーバスの用意、後片付け ・赤ちゃんの拭き上げ、着替えの手伝い 	・おへその消毒 ・つめ切り ・赤ちゃんを浴槽に入れての入浴（介助は可） ・ヘルパーが単独でお子さんの世話をする
きょうだい児（就学前）の世話	・居室内でのきょうだい児の遊び相手 ・食事、おやつ世話 ・着替え ・トイレの介助、おむつの交換 ・保護者同伴でのきょうだい児との外出（保育園の送迎、病院受診の付き添い） ※徒歩又は公共交通機関の利用に限ります	・保護者同伴なしでのヘルパーときょうだい児との外出（保育園の送迎、病院への付き添い等）、預かり ・きょうだい児をお風呂に入れる（介助は可）
適切な育児環境の整備	・ベビー布団の用意、片付け、布団干し ・室温調節	
その他 	・保護者同伴での赤ちゃんの外出（病院受診の付き添い、健診、予防接種の付き添い） ・保護者の産後健診の付き添い ※徒歩又は公共交通機関の利用に限ります 	・保護者同伴なしでのヘルパーと赤ちゃんとの外出（病院、健診、予防接種の受診等）、預かり ・ヘルパーが運転する車への同乗 ・医療行為

子育てのご相談は、お気軽にお住いの区役所にご連絡ください

区役所こども家庭センター（健康相談コーナー）

◆門 司 093-331-1888 ◆八幡東 093-671-6881

◆小倉北 093-582-3440 ◆八幡西 093-642-1444

◆小倉南 093-951-4125 ◆戸 畑 093-871-2331

◆若 松 093-761-5327

お気軽にお問い合わせください！



産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業の手続き等ご不明な点は子育て支援課へ 093-582-2082